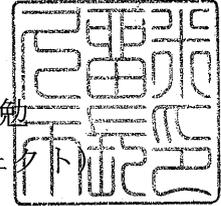


3 健総第 3 6 4 号  
令和 3 年 1 2 月 2 7 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉  
(住民税非課税世帯等給付金プロジェクト)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の確認書の作成及び送付業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が保有する給付対象者の情報を、オンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

## 【諮問案件】

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の確認書の作成及び送付業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が保有する給付対象者の情報を、オンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【住民税非課税世帯等給付金プロジェクト】

### 1 業務概要

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面している方への支援を目的として、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」（以下「給付金」という。）を支給することを決定した。給付金の対象者は、基準日（令和3年12月10日）において市区町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、令和3年度分の市区町村民税均等割が非課税である世帯又は令和3年1月1日以降の家計急変世帯に該当する世帯の世帯主であり、事業の実施主体は市町村（特別区を含む。）とされている。

給付に当たり、市は全ての給付対象者に確認書を送付する。確認書には、特別定額給付金事務（令和2年度実施）の際に取得した口座情報等の個人情報あらかじめ印刷し、振込先等の変更の有無を確認する。給付対象者は、送付された確認書に必要事項を記入し、返送する。市は、返送された確認書に記載された情報を給付金システムに取り込み、口座情報や給付決定の進捗等の管理を行う。

最も早い給付対象者には2月上旬の給付を予定しているため、1月下旬には確認書を送付する必要があるが、迅速に事務を処理するため、確認書の作成や封入封緘作業を民間事業者へ委託することを予定している。

その際、確認書の作成及び送付に必要となる給付対象者の個人情報をオンライン結合により提供することについてお諮りするもの。

### 2 提供する個人情報の内容

給付対象者（基準日現在で約40,000世帯）の氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号、電話番号、世帯主名、宛名コード、世帯コード、金融機関名、本・支店名、口座種別、口座番号、口座名義

### 3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

今回の給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面している方々を支援するためのものであり、迅速に実施する必要がある。1月下旬に給付対象者へ確認書を送付するためには、市において確認書の作成及び送付を行うより、民間事業者に委託したほうが、より迅速に作業を進めることができる。また、紙で提供するよりもデータで提供するほうが、受託事業者におけるデータ入力作業を省略できるとともに誤入力等のミスを防止でき、迅速性のみならず、確実性も確保できる。以上により、オンライン結合により受託事業者にデータを提供することは、公益上の必要があると考える。

#### 4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報の提供に当たっては、電磁的記録媒体（USBメモリ）に記録し、パスワード設定を行ったうえで職員が受託事業者に直接手渡しする予定である。契約書には個人情報取扱いに関する条項を明記する（別紙）。

また、受託事業者は、ISO/IEC27001（※1）及びプライバシーマーク（※2）を取得しており、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している。なお、受託事業者は、児童手当の現況届の封入封緘業務を過去5年以上請け負っているが、これまで情報漏えい等の事故は起きていない。

以上のことから、情報漏えい等のリスクは低いと考えられるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

##### ※1 ISO/IEC27001

ISO/IEC27001とは、国際標準化機構(ISO)と国際電気標準会議(IEC)が共同で作成した情報セキュリティに関する国際規格である。情報資産を適切に保護し、情報の機密性、完全性を確保し、さらに情報の可用性を保持し、情報資産の価値を高めることを第三者である機関が適切に運用されているかを公平な立場から審査し証明している。

##### ※2 プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

#### 5 実施時期

審議会承認後

## 【別紙】

### 業務委託契約書案（抜粋）

甲：久留米市 乙：受託者

#### （秘密の保持）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 〇条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

#### （再委託の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

#### （収集の制限）

第〇条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

#### （複写及び複製の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。但し、甲の文書による指示及び承諾があるときはこの限りではない。

#### （目的外使用及び第三者への提供禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。但し、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### （授受及び搬送）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(保管及び返還等)

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄及び消去)

第〇条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄及び消去したときは、甲に書面での報告をしなければならない。

(報告)

第〇条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第〇条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第〇条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(損害賠償)

第〇条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。